平成２４年（フ）第１５９号
鹿児島県日置市伊集院町妙円寺３丁目85番地
県営グリーンビレッジ妙円寺団地34棟201号
債務者　上野智恵美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
鹿児島県鹿児島市鴨池新町40番１―601号
債務者　塚本　晴美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿児島市福山町1326番地
債務者　新福　隆文
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
鹿児島県鹿児島市和田町1041番地57　東和ハイツ103号
債務者　迫田　　瞬
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１１１号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番26―508号
債務者　福丸　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１６６号
奈良県天理市前栽町32番地３
債務者　坂口　聡子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
徳島県徳島市論田町元開17―５　ハイツ21―302号室、住民票上の住所徳島県徳島市論田町小論田12番地の５
債務者　平島　貞次
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
徳島県阿波市阿波町五明162番地１　五明ハイツ105号
債務者　坂野　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
徳島県吉野川市山川町翁喜台213番地12
債務者　坂野ひろ子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４３号
徳島県板野郡北島町高房字東中道６番地２
債務者　天野　　明
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４４号
徳島県板野郡北島町高房字東中道６番地２
債務者　天野　永子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６４号
宮崎市大塚台西３丁目１番地３　市住Ｂ125―７号
債務者　長友　英二
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１２８号
岩手県岩手郡雫石町西安庭旭台263番地
債務者　宮野ミヱ子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１０６号
広島県福山市坪生町４丁目５番７号　ヴィラージュ坪生201、旧住所広島県福山市神辺町大字下竹田896番地33
債務者　渡邊　弘二
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０７号
広島県福山市春日池１番８号　フローレンス春日202
債務者　藤田みゆき（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２０号
広島県福山市幕山台７丁目28番13号
債務者　武田　和美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２９号
広島県福山市新市町大字宮内1609番地１、旧住所広島県福山市御幸町大字下岩成557番地１　エメローズ渡辺203
債務者　竹中圭一郎（旧姓田代）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係